

音楽振興助成制度

令和 7 年度募集要項

公益財団法人光山文化財団

1. 助成の趣旨

この法人が若手音楽家の活動を助成支援することを目的として制定した「音楽振興助成制度」に基づき、当該活動を奨励することによって、音楽文化の発展に寄与しようとするものです。

2. 応募資格

以下の(1)～(6)のすべてに該当すること。

- (1) クラシック音楽の演奏又は作編曲等の活動を行う者であること
- (2) クラシック音楽の分野において 2 年以上の活動実績があること
- (3) 募集年度 4 月 1 日時点で年齢 20 才以上 35 才以下であること
- (4) 原則として国内における活動であること
- (5) 原則として営利を目的としない活動であること
- (6) 活動状況及び成果について適正に報告できること

※個人又はグループ・団体であるかを問い合わせません。

3. 対象となる活動

＜対象となる活動期間＞

令和 8 年 4 月 1 日から、令和 9 年 3 月 31 日までの期間に完了する活動を対象とします。

＜対象となる活動の一例＞

- これまでの研鑽成果を世に問うための演奏会
- 創意工夫を凝らした企画によるユニークな演奏会
- 既存の表現手法に収まらない斬新な作・編曲活動
- クラシック音楽とその他の芸術を融合させた表現活動 など

※この他の活動であっても選考委員会が適当と判断した場合は選考の対象とします。

4. 助成額、募集期間

- (1)助成額 1 件あたり 50 万円まで
- (2)募集期間 令和 7 年 12 月 1 日～令和 8 年 1 月 31 日

5. 助成の対象となる経費

助成の対象となる経費は、活動にあたり通常必要とされる費用とし、諸給与・事務所維持費・生活費等の経費は除くものとします。ただし、活動のために臨時に雇い入れた者に対する謝礼金についてはこの限りではありません。

6. 応募手続

(1) 応募書類

- ① 助成申請書
- ② 履歴書(顔写真貼付、様式自由)

※団体の場合は代表者の履歴書を添付してください。

※ボールペン又は黒ペンで記入、又はプリンター等で印字してください。

(消えるボールペンでの記入は不可となります)

(2) 応募方法

応募書類一式を本法人宛にご郵送ください。

※令和8年1月31日消印有効

※直接のご持参はご遠慮ください。

(3) 応募・問い合わせ先

公益財団法人光山文化財団 助成事業係

〒151-0061 東京都渋谷区初台一丁目6番4号

MAIL:info@kohyama-bunka.or.jp

7. 選考及び助成の決定

本法人に設置する選考委員会において選考し、理事会が決定します。

選考結果は令和8年3月下旬までに応募者に文書、または、電子メールで通知します。

8. 助成金の交付

令和8年3月下旬に指定口座(申請者名義)への振込払いとします。

9. 助成対象者の義務等

活動終了後3ヵ月以内に、活動により得られた成果、今後の課題及び支出した金額等についての「完了報告書」を本法人に提出いただきます。

10. 個人情報の取扱いについて

取得した申請者の個人情報は、本助成に係る目的にのみ使用いたします。